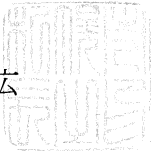


令和6年（2024年）11月27日付け札幌市告示第4831号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和6年（2024年）12月16日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第4831号記第5について、別紙のとおり訂正を行う。

2 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

札幌市告示第 4831 号における訂正内容

以下の下線部分について、訂正を行う。

【訂正前】

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

1 提出期間

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、第1に示す契約担当部局へ申請書及び資料を持参しなければならない。

ただし、総合評価落札方式（簡易確認方式の対象工事を除く。）による入札においては、全ての入札参加者は、入札書受付期間内に、申請書及び資料を提出しなければならない。

2 提出方法

対象工事ごとに別表にて定める。

【訂正後】

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

1 提出期間

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、第1に示す契約担当部局へ申請書及び資料を書面で提出し、又はオンライン申請フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyakuonline>）により送信しなければならない。

ただし、総合評価落札方式（簡易確認方式の対象工事を除く。）による入札においては、全ての入札参加者は、入札書受付期間内に、申請書及び資料を提出しなければならない。

2 提出方法

対象工事ごとに別表にて定める。